

PLUS KANAGAWA

+WORLD +HUMANITY +YOU

 **KANA
GAWA**



わたしたちの神奈川だから



2018年9月北海道胆振東部地震災害における日本赤十字社の活動

活動資金にご協力をお願いします。

 **日本赤十字社** 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

みなさまのご支援を安心につなげたい

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救援活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

これからも地域のニーズに合わせ、
みなさまの温かいご支援に応える努力を続けていきます。

CONTENTS

INTRODUCTION	2
日本赤十字社の使命	4
事業紹介	6
決算報告 / 事業予算	11
赤十字活動資金の募集	12
税制上の優遇措置	14
表彰制度	15
赤十字担当窓口 地区・分区一覧	16
県内施設一覧	18
Q&A	19



日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

今からおおよそ160年前

スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついで放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。

現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則にしたがって行動しています。



アンリー・デュナン



日本赤十字社



日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。

このとき元老院議宮であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、確気もなく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社 神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県支部」として神奈川県庁内に開設されました。災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

国際的な赤十字組織

赤十字国際委員会

ICRC: International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

国際赤十字・赤新月社連盟

IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。

災害救護事業

2017年度支出 127,506,229円



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に支援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫に次の支援物資を備蓄しています。

支援物資の例



毛布

保管や配送を考慮して真空パックで圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、包帯、ガーゼなどが収納されています。また、外袋はパップとして使用できます。



安眠セット

マットレス・空気枕・アイマスクなどが収納されています。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなどの身の回りの品を収納し、県内各市町村の窓口で配給しています。火災・風水害などの際に配布します。

健康・安全事業

2017年度支出 56,283,895円



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2017年度講習開催実績

	開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	875回 25,613人
水上安全法	水難事故発生におよぼした人の救済の方法について学びます。	136回 3,601人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	3回 20人
健康生活支援講習	高齢者を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	139回 3,487人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかやずしい空気の状態方法について学びます。	191回 3,885人

合計 1,344回 36,606人

血液事業

2017年度支出 8,435,822円



安全な血液を安定的に届けるために

国および地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、8カ所の献血ルームと12台の献血バス等により、皆さま方から献血のご協力をいただいています。



国際活動

2017年度支出 135,978,153円



災害・紛争・病気…
世界中で
苦しむ人を
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救済活動と開発途上国における防災・保健衛生等の支援活動を行っています。神奈川県支部では、ミャンマー、カンボジア、東ティモールにおける救急法普及支援事業やインドネシアでのコミュニティ防災事業などに取り組みました。

社会福祉事業

2017年度支出 5,211,100円



社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障害を持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で28の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障害者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



※「神奈川県ライトセンター」は県の指定管理者として管理運営しています。

赤十字奉仕団

2017年度支出 40,003,578円



たすけあう
ネットワークが
赤十字活動を
支えています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では94団、約2万3千人の奉仕団員が活躍しています。赤十字活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字

2017年度支出 34,197,024円



子どもたちの「生きる力」を育むために

自ら気づき、考え、行動できる子どもたちの育成を目的として、幼稚園、保育園、小・中・高等学校など教育現場に赤十字の理念、知識、技術を取り入れてもらい、活動につなげます。救急法や防災学習、国際理解などのさまざまな活動があります。



医療事業

2017年度支出 48,820,111円



皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して



全国で92の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、3つの赤十字病院に救護班を15班編成し、災害発生時に備えて万全の準備をしています。

※「横浜市立みなと赤十字病院」は市の指定管理者として管理運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成

2017年度支出 30,686,228円



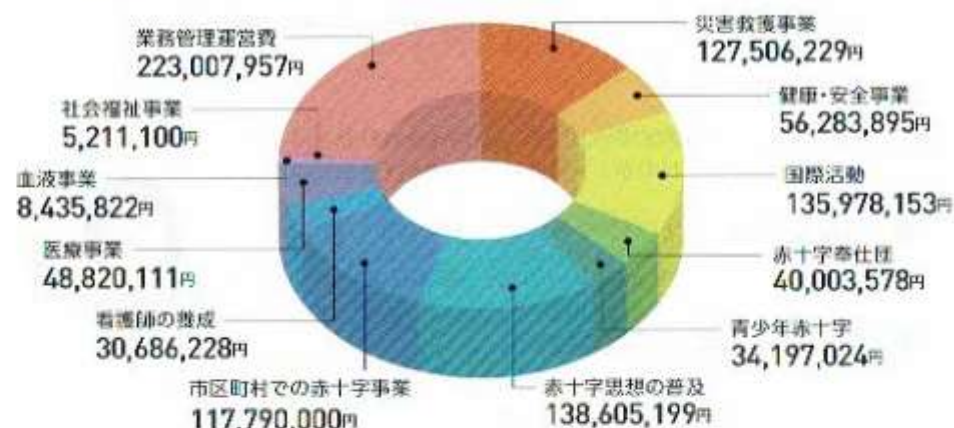
災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を

全国で6校の看護大学、16校の専門学校において看護師を養成しており、看護師としての能力のほか、災害救護、国際救援の分野等でも広く活躍できる人材育成に力を入れています。神奈川県内の赤十字病院では、多くの卒業生が救護班要員として活躍しています。

2017年度決算報告

合計 966,525,296円

2017年度も皆さまに支えられ、さまざまな赤十字事業を実施することができました。ご協力ありがとうございました。



収入合計額 1,044,638,968円

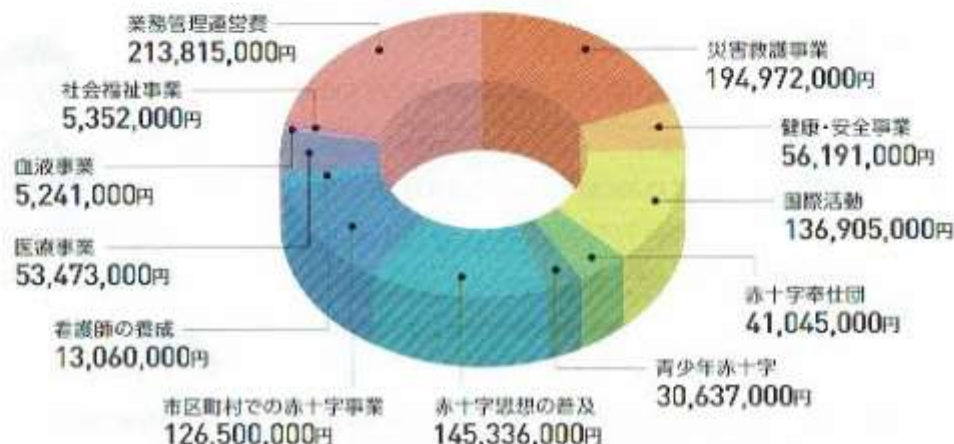
会費等収入 940,517,656円
事業収入・その他 104,121,312円

(備考)

1. 収入・支出差引額75,113,672円は、次年度に繰り越しました。
2. 赤十字病院、血液センターおよび社会福祉施設は指定ごとの特別会計になっており、この決算には含まれません。
3. 上記決算額は消費税等の額を含み、本報には1カ年取れとなりません。

2019年度事業予算

合計 1,022,527,000円



(備考)赤十字病院、血液センターおよび社会福祉施設は、指定ごとの特別会計になっており、この予算には含まれません。

赤十字活動資金のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく寄付によって支えられています。これらの活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご支援をお願いします。

♥ 地域でのご協力

毎年5月の赤十字運動月間を中心に、町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、各市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

♥ 口座振替またはクレジットカードでのご協力

日本赤十字社神奈川県支部のホームページにてご案内しています。



♥ 周年記念事業でのご協力

法人・団体様の大規模な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRすることができます。

♥ 寄付金付自動販売機でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークの付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部から定期的にご寄付いただくことができます。



♥ 遺贈や相続財産寄付によるご協力

近年、「自分で築いた財産の一部を寄付したい」、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」というお申し出をいただきます。こうした尊いご意思に伝えるため、遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。

♥ 各金融機関からのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012



取扱人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは振替票までお問い合わせ下さい。

日本赤十字社へのご寄付には、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページをご参照下さい。その他、ご要望やご相談がございましたら、振替票までお問い合わせ下さい。

募集方法について (あくまでも一例です)

赤十字運動月間である5月を中心として、町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村ごとの赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1 委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。



委嘱状
会費(活動資金)募集の
業務をお願している証。



受領証(10枚つ折り)
会費(活動資金)を受領した
際に発行してください。

協力会員門標



寄付者の顔ぶれを
お渡しください。

パンフレット



この
冊子です。

広報用チラシ



配布、
または
回収して
ください。

2 広報用チラシなどで趣旨を説明し、
会費(活動資金)を預かり、受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3 各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

4 各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

制度改正について

2017年4月から「社員」を「会員」と呼称変更しました。皆さまには、年額500円以上を目安としたご寄付により、日本赤十字社の活動へのご支援をお願いします。その中で、「会員」としての加入を希望される皆さまには、2,000円以上の「会費(活動資金)」のご寄付をお願いします。「会員」の皆さまには、赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、機関紙「赤十字NEWS」などを送ります。また、会員以外のご寄付をいただける皆さまを「協力会員」とお呼びします。そして、「会員」および「協力会員」の皆さまからのご寄付を「会費(活動資金)」とします。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

優遇措置の名称	寄付の内容	優遇措置の内容
特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～12月)。	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金であてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
指定寄付金 (募集期間 4月～9月)。	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

税制上の優遇措置に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局 福祉保健課内	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 シオビル2階 鶴見区社会福祉協議会内	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-84 はーと友 神奈川階 神奈川区社会福祉協議会内	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜2階 西区社会福祉協議会内	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産奨貿易センタービル4号 中区社会福祉協議会内	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜市中区港町3-46 産奨貿易センタービル4号 南区社会福祉協議会内	045-266-2510
港南区地区	〒233-0002 横浜市港南区港町4-28 港南区福祉センター5号 港南区社会福祉協議会内	045-841-0256
保土ヶ谷区地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷5-11 かもがわビル 保土ヶ谷区社会福祉協議会内	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区磯崎1-6-35 旭区社会福祉協議会内	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会内	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区金沢1-21-5 金沢区社会福祉協議会内	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大倉町13-1 吉住ビル205 港北区社会福祉協議会内	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーマルシェ 緑区社会福祉協議会内	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市川町169-22 青葉区福祉センター2階 青葉区社会福祉協議会内	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区日栄4-10-3 北ニュータウン5階 都筑区社会福祉協議会内	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会内	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会内	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会内	045-802-2150
藤沢区地区	〒246-0021 横浜市藤沢区二ツ岡469 せやまのふれあいセンター 藤沢区社会福祉協議会内	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市健康福祉局 地域包括ケア推進室	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東河原1 川崎区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-207-3162
川崎区地区大森分区	〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大森地区保健福祉センター 管理室内	044-271-0148
川崎区地区田町分区	〒210-0852 川崎市川崎区東門前2-3-7 川崎区役所 田町地区保健福祉センター 管理室内	044-322-1981
三区地区	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町11-1 幸区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小机町3-245 中原区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8 高津区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前2-20-25 宮前区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万寿寺1-5-1 麻生区役所 保健福祉センター 地域ケア推進担当内	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 地域福祉課内	042-769-9222
横浜青木市地区	〒238-8550 横浜青木市小川町11 横浜青木市役所 市民生活課内	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課内	0453-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課内	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-8691 藤沢市鵜沼東1-1 玉半ビル3階 藤沢市社会福祉協議会内	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市桜丘300 小田原市役所 福祉政策課内	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 福祉政策課内	0467-82-1111
沼津市地区	〒249-8686 沼津市沼津5-2-16 沼津市役所 社会福祉課内	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市輪船町1-1 三浦市役所 福祉課内	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市赤町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市甲町3-16-1 厚木市役所東2庁舎2階 福祉総務課内	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴岡1-31-7 大和市保健福祉センター5階 保健福祉総務課内	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課内	0463-94-4711
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝道175-1 海老名市役所 福祉政策課内	046-235-4820
藤岡市地区	〒252-8566 藤岡市塚之内1-1-1 藤岡市役所 福祉長寿課内	046-252-8247
西足柄市地区	〒250-0192 西足柄市関本440 西足柄市役所 福祉課内	0465-73-8022
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課内	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町早川2135 葉山町役場 福祉課内	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 三浦郡寒川町高島165 寒川町役場 福祉課内	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中部大磯町東小磯163 大磯町役場 福祉課内	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中部二宮町二宮961 二宮町役所 福祉推進課内	0463-71-3311
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町北津島104-1 中井町役場 福祉課内	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課内	0465-83-8011
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田旅館2037 松田町役所 子育て健康課内	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課内	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町藤沢773 開成町役場 保健福祉課内	0465-84-0327
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課内	0460-85-7790
真管町分区	〒259-0202 足柄下郡真管町岩244-1 真管町役所 保健福祉課内	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課内	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛川町愛川1町目25-1 愛川町役所 福祉支援課内	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村横ヶ谷2216 清川村役場 保健福祉課内	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設

- 赤十字施設
- 献血ルーム



- 1 日本赤十字社神奈川県支部
〒231-8536 横浜市中区山下町73-7
TEL 045-681-2123
- 2 横浜市立みなと赤十字病院(管理運営)
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院
〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院 併
〒252-0157 相模原市緑区中央256
TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター
〒222-0032 横浜市北区大森7丁目583-7
TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所
〒243-0035 厚木市豊甲1537
- 7 神奈川県ライトセンター(管理運営)
(視覚障害者のための総合的な福祉施設)
〒241-8585 横浜市南区二ツ井1-80-2
TEL 045-364-0023

- 1 横浜駅東口クロスポート献血ルーム
〒220-0011 横浜西区新海岸2-13-2
横浜駅前ビル2F7階
TEL 045-444-1088
- 2 横浜Leaf献血ルーム
〒220-0004 横浜市中区七草1-6-1
横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 横浜駅西口献血ルーム
〒221-0835 横浜市中区磯原北2-23-2
TSプラザビル1階
TEL 045-314-7082
- 4 二俣川献血ルーム
〒241-0915 横浜市緑区中原1-1-2
TEL 045-361-0330
- 5 かわさきルフロン献血ルーム
〒210-0324 川崎市川崎区日暮町1-1-1
川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857
- 6 みぞのくち献血ルーム
〒212-0001 川崎市高津区河原11-3-1
ノクテプラザ110階
TEL 044-813-0311
- 7 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム
〒251-0055 藤沢市毛織町21-8
大安商業ビル2階
TEL 0466-25-8877
- 8 本厚木献血ルーム
〒243-0016 厚木市中原2-8-13
F厚木ビル1階
TEL 046-225-7001

※相模原赤十字病院では、その他、相模原市内の3診療所
(青野町、千木沢、森野)の管理運営を行っております。

赤十字についてのQ&A



Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 赤十字へのご寄付に、金額の決まりはありません。年額500円以上を目安としたご寄付をいただければ幸いです。その中で、「会員」としての加入を希望される皆さまには、2,000円以上の「会費(活動資金)」のご寄付をお願いします。また、「会員」の皆さまには、機関紙「赤十字NEWS」などをお送りします。

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

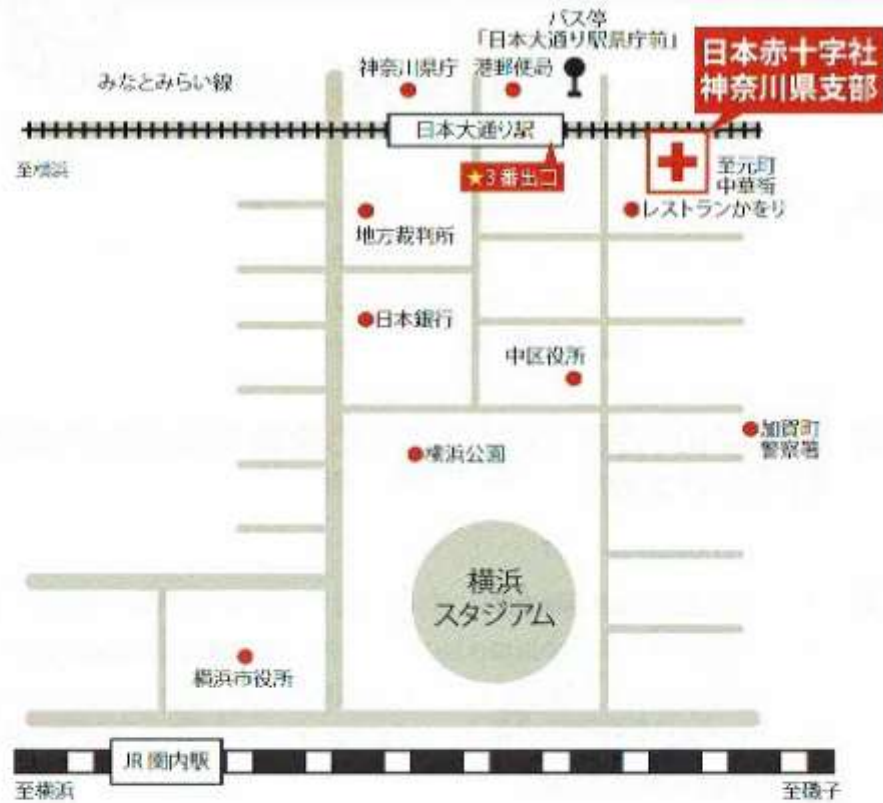
A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々とは協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 「会費(活動資金)」と「義援金」の違いは何ですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動を始め、救急法などの講習普及および、ボランティアや青少年赤十字の育成などに役立てられます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられており、手数料として一部をいただいたり、赤十字が行う活動に使われることは一切ありません。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2123(代表)




日本赤十字社 神奈川県支部
 Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
 TEL 045-681-2123(代表)
 URL <http://www.kanagawa.jrc.or.jp>
 E-mail kanagawa-info@kanagawa.jrc.or.jp

